

自殺対策の推進について

令和 8 年 6 月 25 日

厚生労働省社会・援護局総務課
自殺対策推進室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

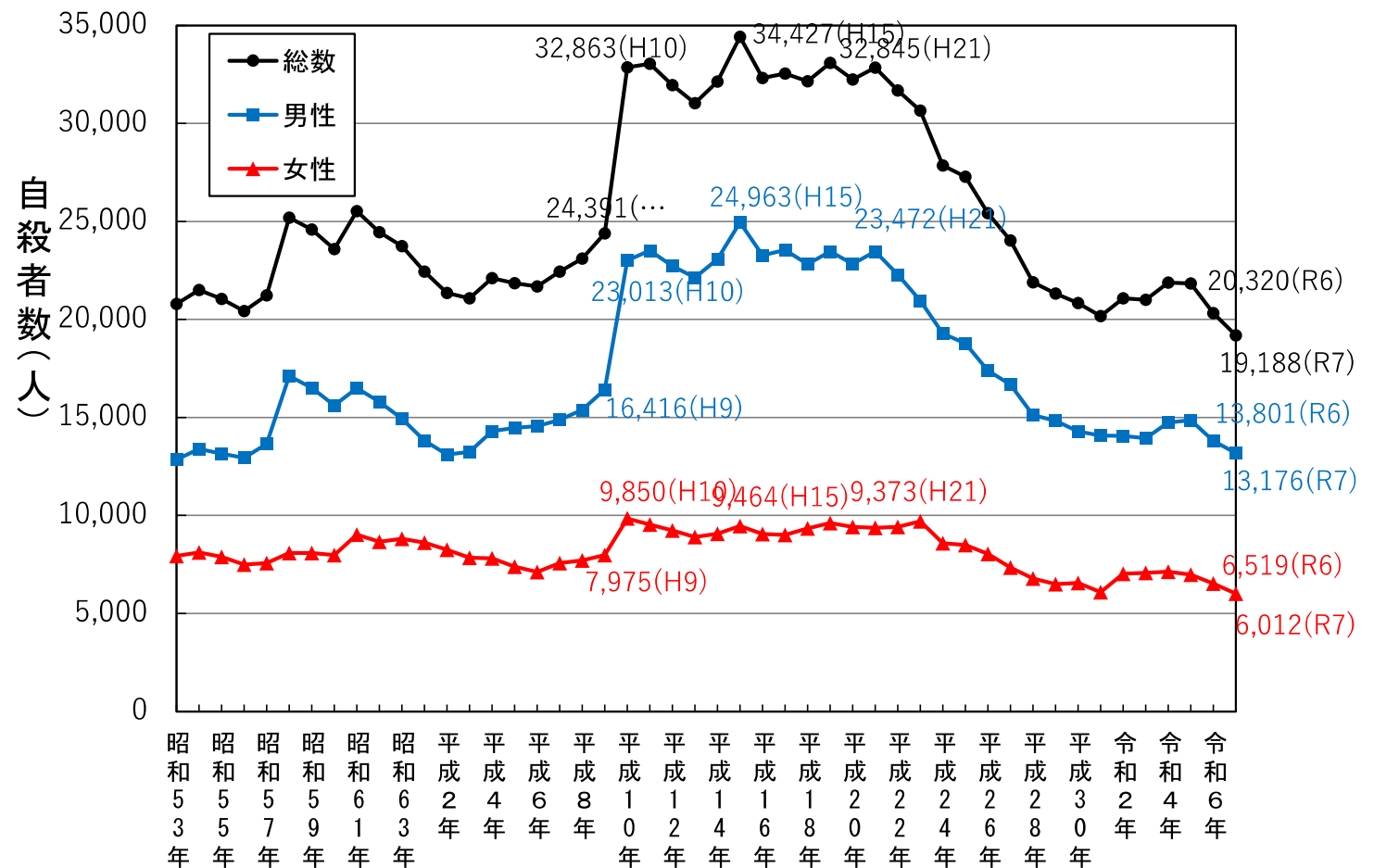
【令和7年（確定値）】自殺者数の年次推移（昭和53年～令和7年）

令和8年3月27日現在

年次別	自殺者		
	総数	男性	女性
昭和53年	20,788	12,859	7,929
昭和54年	21,503	13,386	8,117
昭和55年	21,048	13,155	7,893
昭和56年	20,434	12,942	7,492
昭和57年	21,228	13,654	7,574
昭和58年	25,202	17,116	8,086
昭和59年	24,596	16,508	8,088
昭和60年	23,599	15,624	7,975
昭和61年	25,524	16,497	9,027
昭和62年	24,460	15,802	8,658
昭和63年	23,742	14,934	8,808
平成元年	22,436	13,818	8,618
平成2年	21,346	13,102	8,244
平成3年	21,084	13,242	7,842
平成4年	22,104	14,296	7,808
平成5年	21,851	14,468	7,383
平成6年	21,679	14,560	7,119
平成7年	22,445	14,874	7,571
平成8年	23,104	15,393	7,711
平成9年	24,391	16,416	7,975
平成10年	32,863	23,013	9,850
平成11年	33,048	23,512	9,536
平成12年	31,957	22,727	9,230
平成13年	31,042	22,144	8,898
平成14年	32,143	23,080	9,063
平成15年	34,427	24,963	9,464
平成16年	32,325	23,272	9,053
平成17年	32,552	23,540	9,012
平成18年	32,155	22,813	9,342
平成19年	33,093	23,478	9,615
平成20年	32,249	22,831	9,418
平成21年	32,845	23,472	9,373
平成22年	31,690	22,283	9,407
平成23年	30,651	20,955	9,696
平成24年	27,858	19,273	8,585
平成25年	27,283	18,787	8,496
平成26年	25,427	17,386	8,041
平成27年	24,025	16,681	7,344
平成28年	21,897	15,121	6,776
平成29年	21,321	14,826	6,495
平成30年	20,840	14,290	6,550
令和元年	20,169	14,078	6,091
令和2年	21,081	14,055	7,026
令和3年	21,007	13,939	7,068
令和4年	21,881	14,746	7,135
令和5年	21,837	14,862	6,975
令和6年	20,320	13,801	6,519
令和7年	19,188	13,176	6,012

○令和7年の自殺者数は19,188人で、前年と比べ1,132人減少し、統計開始以降最も少ない数値となった。

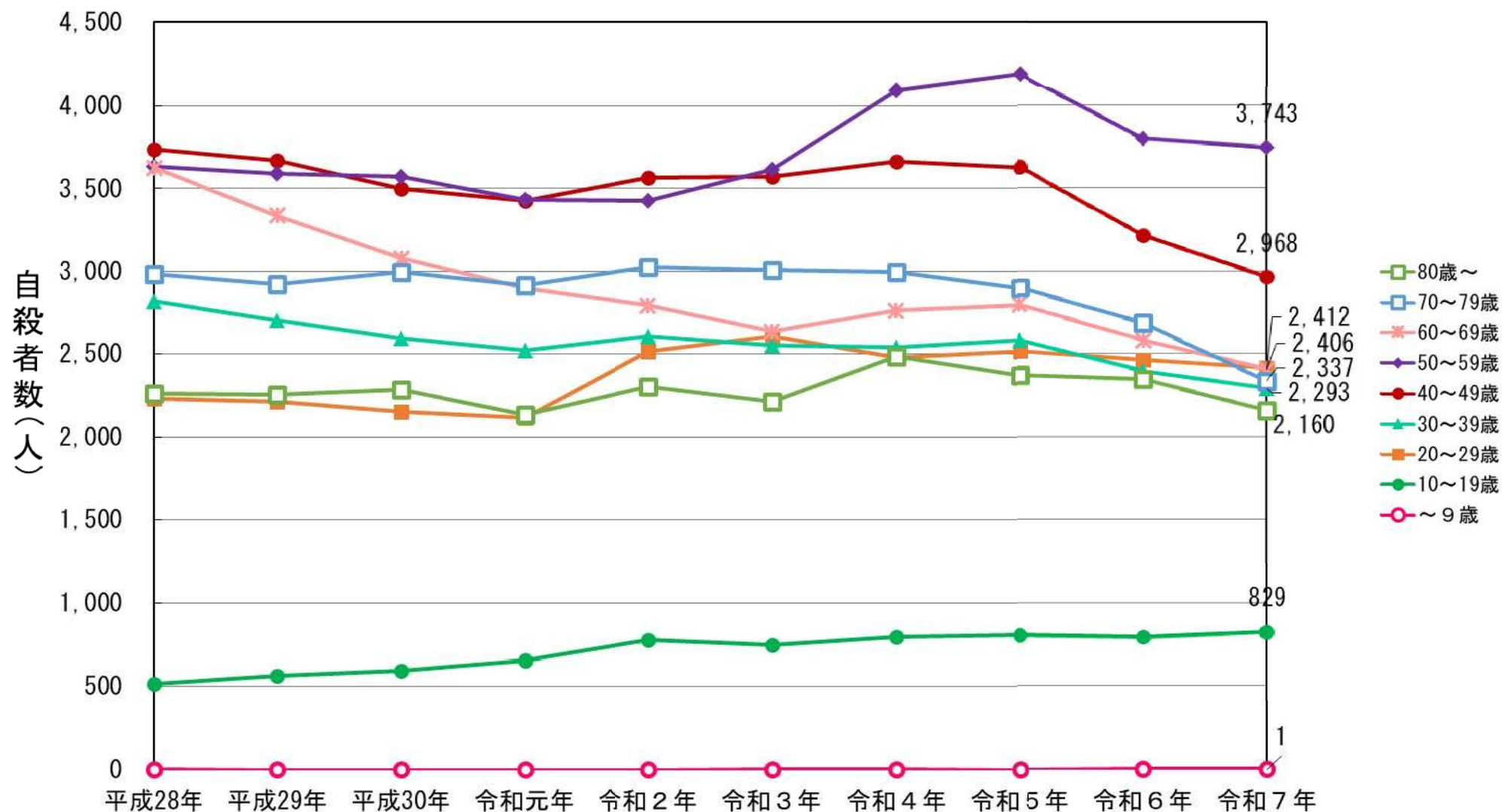
○前年から男女とも減少しており、男性は2年連続の減少、女性は3年連続の減少となった。また、男性の自殺者数は、女性の約2.2倍である。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和7年（確定値）】年齢階級別自殺者数の年次推移

令和8年3月27日現在

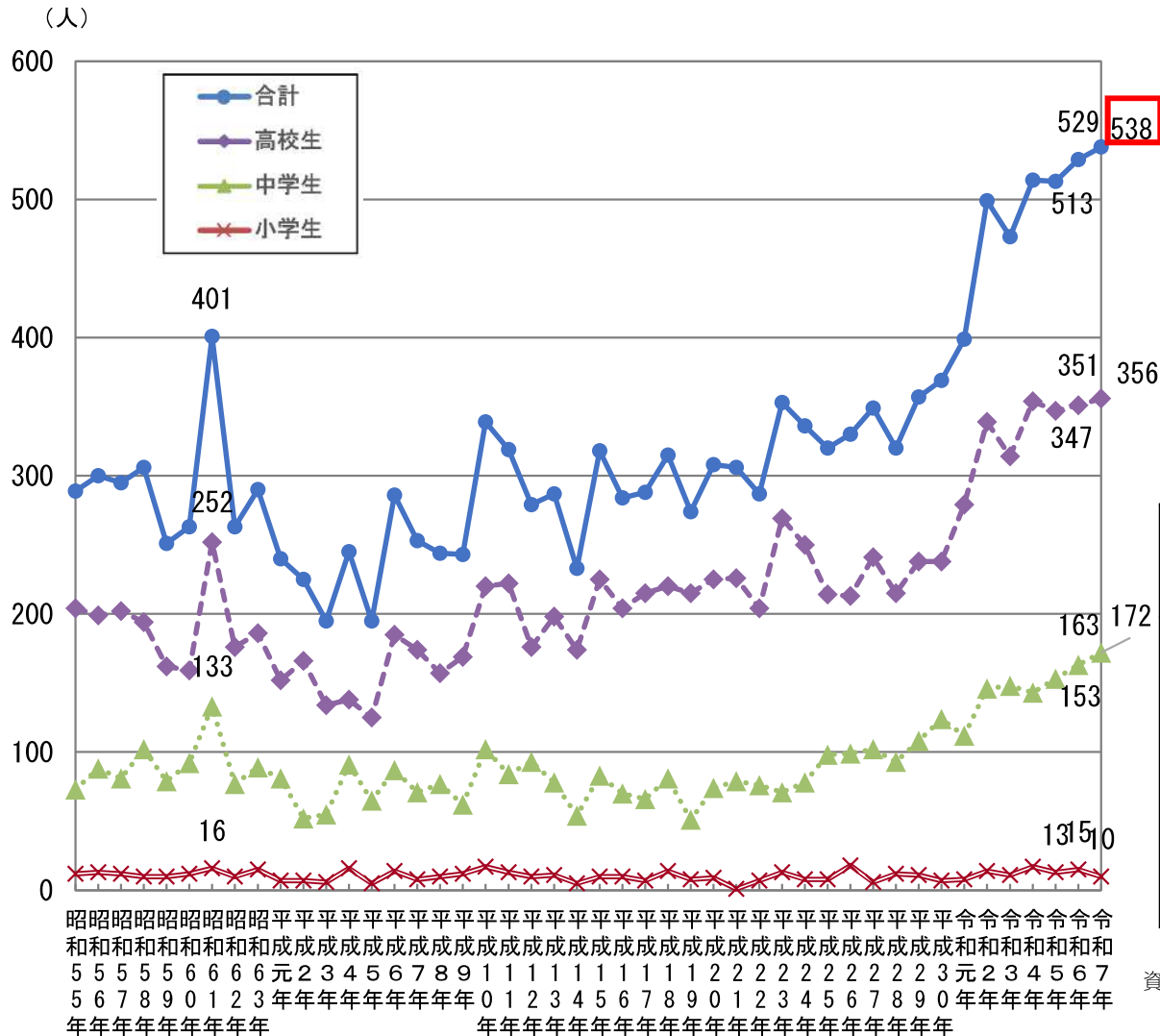


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和7年（確定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和8年3月27日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年（確定値）では538人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



【令和6年、令和7年】
小中高生の自殺者数年次比較

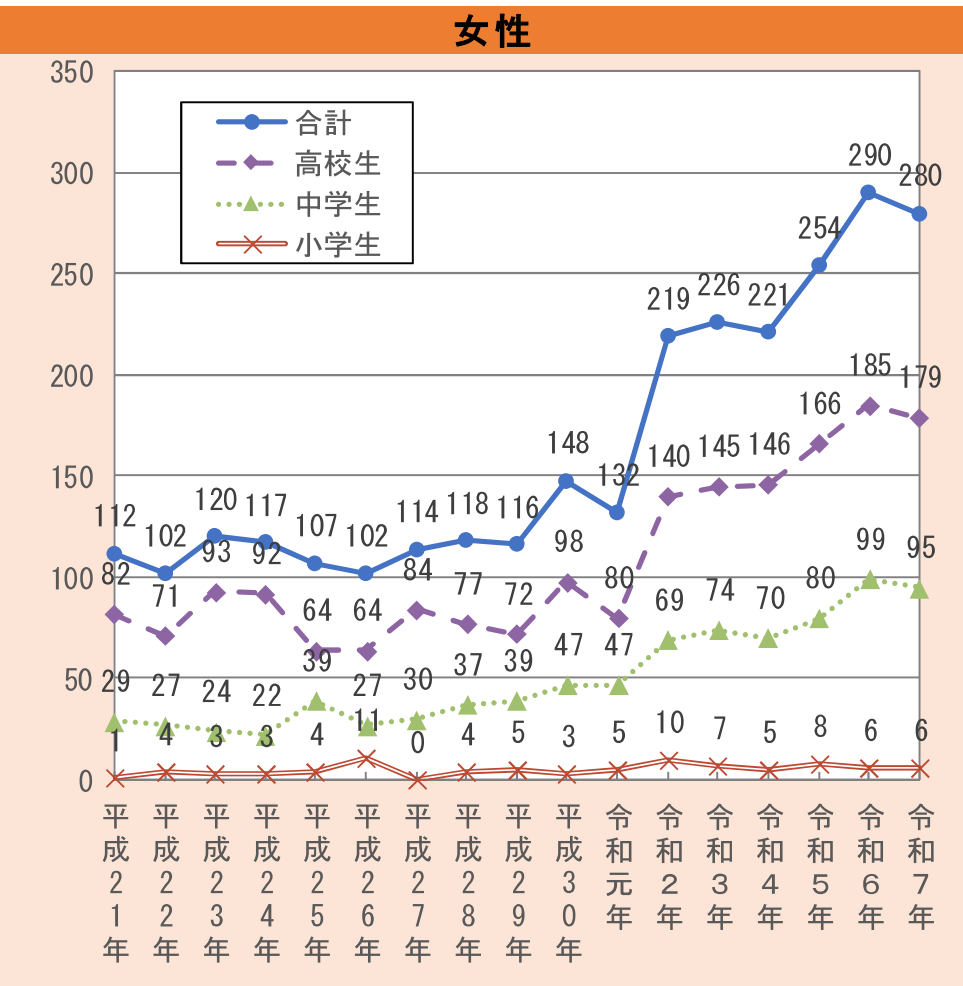
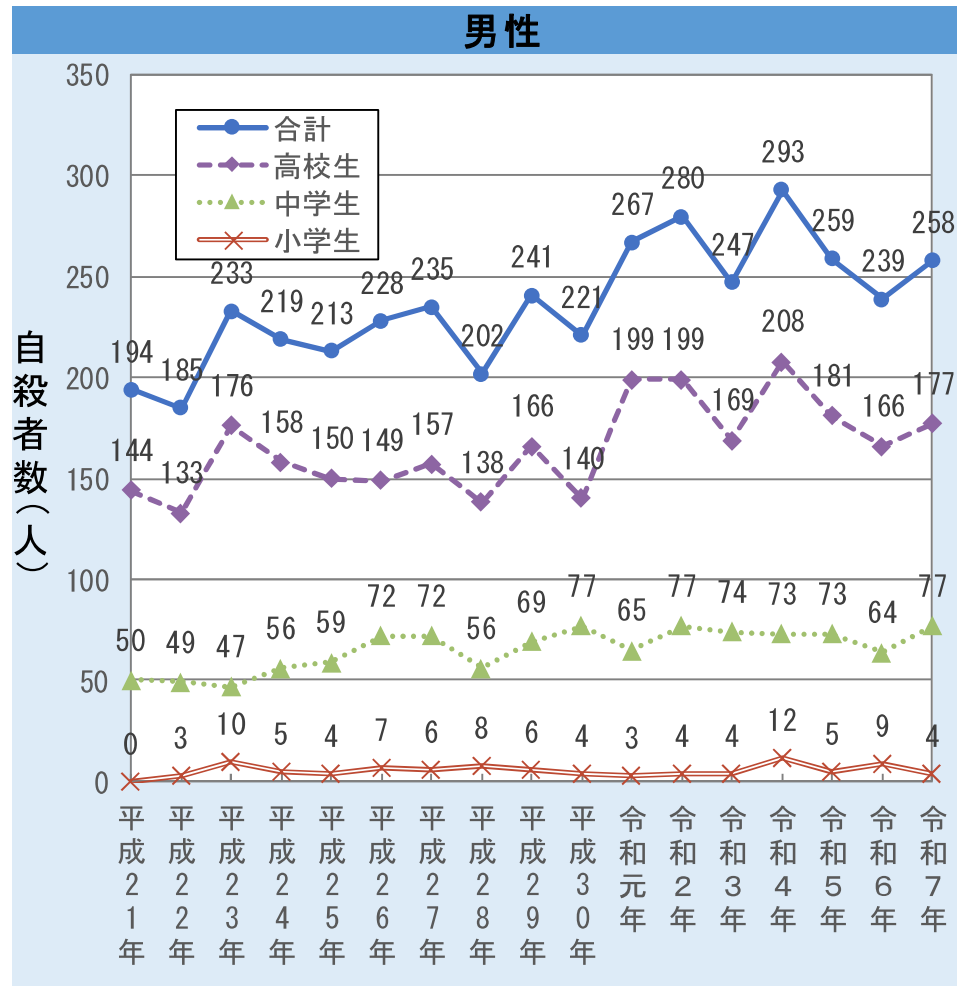
	令和6年	令和7年	対前年増減数 (R7-R6)
合計	529人	538人	9
小学生	15人	10人	-5
中学生	163人	172人	9
高校生	351人	356人	5

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和7年（確定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和8年3月27日現在

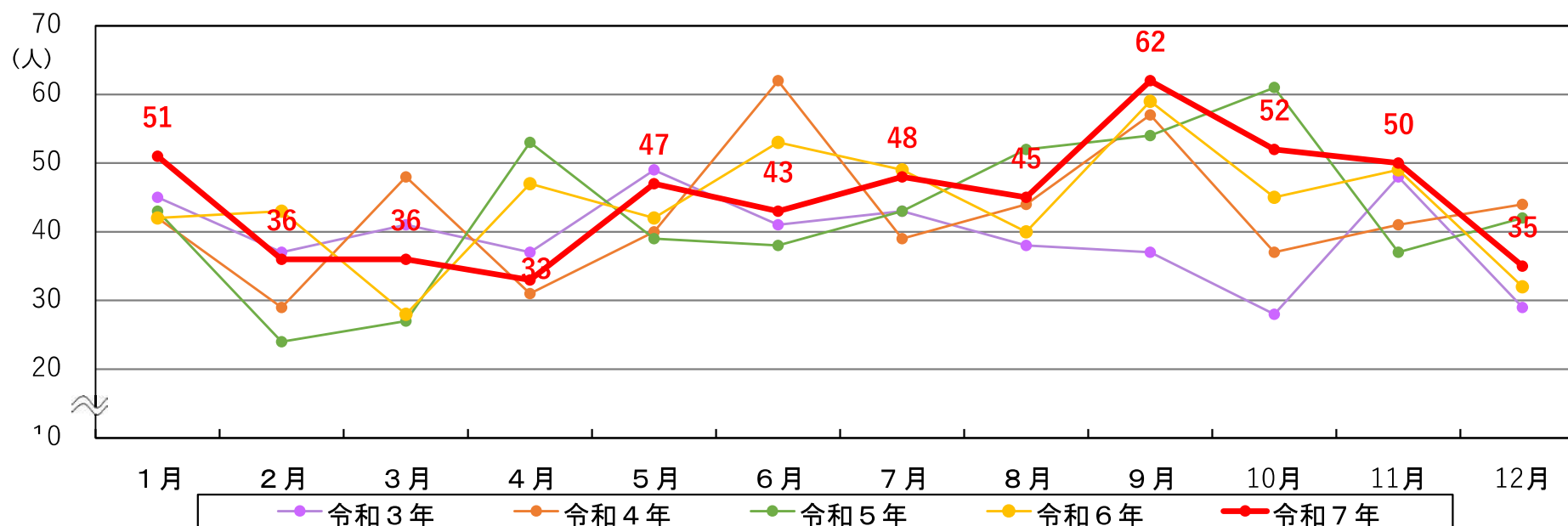
○小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は3年ぶりに増加し、女性は3年ぶりに減少した。
○前年に引き続き、女性が男性を上回った。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和7年(確定値)】小中高生の自殺者数の最近の動向(月別総数)

令和8年3月27日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和7年	小中高生計	51	36	36	33	47	43	48	45	62	52	50	35	538
	うち小学生	1	0	0	1	2	2	1	1	0	0	1	1	10
	うち中学生	10	13	13	8	14	13	11	16	22	20	21	11	172
	うち高校生	40	23	23	24	31	28	36	28	40	32	28	23	356
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351
対前年 増減数 (月別)	小中高生計	9	-7	8	-14	5	-10	-1	5	3	7	1	3	9
	うち小学生	-4	0	0	0	1	2	0	1	-4	-1	0	0	-5
	うち中学生	-8	-1	3	-8	1	-2	-6	6	9	8	6	1	9
	うち高校生	21	-6	5	-6	3	-10	5	-2	-2	0	-5	2	5
対前年 増減率 (月別)	小中高生計	21.4%	-16.3%	28.6%	-29.8%	11.9%	-18.9%	-2.0%	12.5%	5.1%	15.6%	2.0%	9.4%	1.7%
	うち小学生	-80.0%	-	-	0.0%	100.0%	-	0.0%	-	-100.0%	-100.0%	0.0%	0.0%	-33.3%
	うち中学生	-44.4%	-7.1%	30.0%	-50.0%	7.7%	-13.3%	-35.3%	60.0%	69.2%	66.7%	40.0%	10.0%	5.5%
	うち高校生	110.5%	-20.7%	27.8%	-20.0%	10.7%	-26.3%	16.1%	-6.7%	-4.8%	0.0%	-15.2%	9.5%	1.4%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺対策基本法の概要（平成18年法律第85号）

最終改正：令和7年法律第64号 赤字が令和7年改正の主な部分

基本理念（第2条）

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携、関係機関、関係団体等の連携により、総合的に実施。
- デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開。自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意。
- こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組む。

責務（第3条～第5条）

- 国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し実施。こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進。
- 地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し実施
- 事業主は、国及び地方公共団体に協力するとともに、労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努める。
- 学校は、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努める。

自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）

- 自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開。

自殺総合対策大綱（第12条）

- 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めなければならない。

都道府県自殺対策計画等（第13条）

都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）

自殺総合対策会議（第26条～第27条）

基本的施策（第15条～第22条）

- 調査研究等の推進及び体制の整備（第15条）
- 人材の確保等（第16条）
- 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置、精神保健に関する知識の向上など教育及び啓発の推進等（第17条）
- 医療従事者に対する自殺防止等研修の確保、医療提供体制の整備（第18条）
- 自殺発生回避のため、情報の迅速・適切な提供、体制の整備等、自殺を助長する情報等の管理・配慮に関する措置（第19条）
- 自殺未遂者等の継続的な支援（第20条）
- 自殺者の親族等の総合的な支援（第21条）
- 民間団体の活動の支援（第22条）

協議会（第23条～第24条）

- 地方公共団体は、こどもの自殺対策の体制整備と未遂者支援のための協議会を置くことができる。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった**（平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**）。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等 10

こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
令和8年1月更新
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
・ <u>SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進</u> 《文部科学省》 ・ <u>地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援</u> 【33億円の内数】 《厚生労働省》 ・ <u>「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知</u> 《文部科学省》 - 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》 ・ 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》	・ <u>1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進</u> 《文部科学省》 ・ <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実</u> 【88億円】 《文部科学省》 - 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》 - 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.1億円】 《文部科学省》 ・ こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円（R7補正）】 《こども家庭庁》	・ <u>こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進</u> 【39億円の内数】 《厚生労働省》 ・ <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円（R7補正）】 《こども家庭庁》 - 改 <u>法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成</u> 《こども家庭庁》 （※） 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能	・ <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円（R7補正）】（再掲） 《こども家庭庁》 ・ <u>地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等</u>【33億円の内数】 【21億円の内数（R7補正）】 《厚生労働省》 ・ 年末年始等における孤独・孤立相談事業【3.9億円の内数（R7補正）】 《内閣府》 ・ <u>教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備</u>【88億円の内数】 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度予算額及び令和7年度補正予算額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

・ こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 《こども家庭庁》	・ 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）の周知 《文部科学省》
・ 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】 《厚生労働省》	・ 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【33億円の内数】 《厚生労働省》

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

【参考】平成27年:18.5 ⇒ 令和6年:16.3
(目標)令和8年:13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

令和8年度当初予算41.3億円(令和7年度当初予算40.3億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.8億円	(32.1億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.0億円	(1.1億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. 自殺対策事業委託費	0.6億円	(0.2億円)
3-3. その他(本省費)	0.8億円	(0.9億円)

※令和7年度補正予算

地域自殺対策強化交付金

21.0億円

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和8年度当初予算 : 32.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

地域における自殺対策の強化
(令和7年度補正予算 : 21.0億円)

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和8年度当初予算 : 1.0億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターがその支援に必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

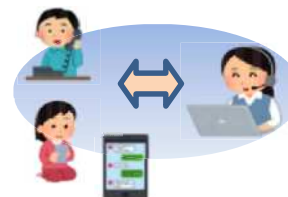
3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和8年度当初予算 : 7.5億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進等を含めた調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施
- 悩みや不安を抱えている人が相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加
- 次期自殺対策大綱見直しのための意識調査を実施

対面・電話・SNS
相談等の実施

こども・若者の
自殺危機対応チーム
事業の更なる推進

ゲートキーパーの
養成・支援



こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算 39億円の内数（38億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（39億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 33億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年（2024年）の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する（支援自治体数を拡充）。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了：地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援：
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

【○自殺対策の強化、困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

令和7年度補正予算額 21億円

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
(内線2279)

施策名：地域における自殺対策の強化

① 施策の目的

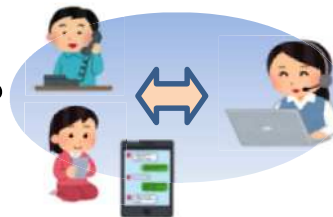
- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

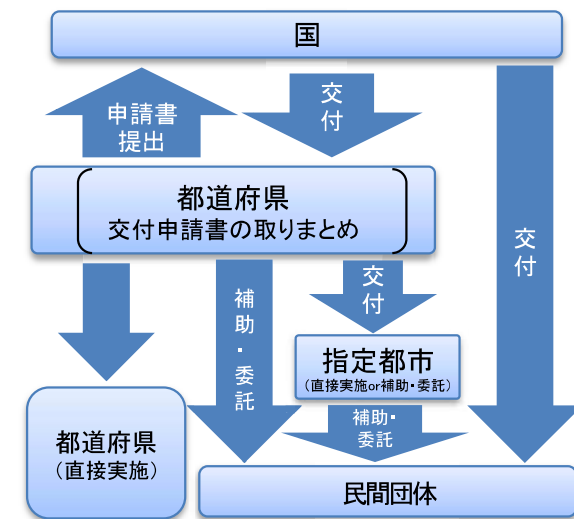
③ 施策の概要

- I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
 - 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
 - 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援
- II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。